

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<http://www.zenhokyo.gr.jp>〕

—今号の目次—

◆「処遇改善等加算Ⅱ」の運用の見直しが示される…………… 1

◆「処遇改善等加算Ⅱ」の運用の見直しが示される

平成30年3月7日（水）、内閣府・厚生労働省・文部科学省は、事務連絡「処遇改善等加算Ⅱの運用の見直しについて」を発出しました。

この見直しは、「平成30年度以降」の取扱いであり、内容の詳細は追って示される予定ですが、その概要について各都道府県に対し説明されたものです。通知の項目等は、下記をご参照ください。

【全保協事務局整理】

事務連絡「処遇改善等加算Ⅱの運用の見直しについて」の概要

1. 処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の見直しについて

① 「副主任保育士（専門リーダー）」等については、「人数A÷2（一人未満の端数切り捨て）」人に、月額4万円の改善をした上で、人数Aの残りの加算額を「職務分野別リーダー」等に配分可能とする。

⇒別紙資料「保育園をモデルとした場合」2枚目の「改善点1」参照

【全保協事務局注】

人数Aが5人の場合、2人に「副主任保育士（専門リーダー）」を発令し、月額4万円を支給した上で、残りの加算額を「職務分野別リーダー」に配分可能。

② ①の配分を行う場合、「職務分野別リーダー」の配分人数は「人数B」を超えてもよい。また、「副主任保育士」等の賃金改善額のうち、最も低い額を超えない範囲内で、月額5万円を超えてもよい。

⇒別添資料「保育園をモデルとした場合」2枚目の「改善点2」参照

【全保協事務局注】

人数Bの数以上に「職務分野別リーダー」の人数を増やすことが可能。平成29年度に「副主任保育士（専門リーダー）」を発令したものの、月額4万円を支給で

きていない職員を「職務分野別リーダー」として発令し直し、研修要件を緩和することができる。人数Bの人数を減らすことはできない。

- ③ 2022年度までの時限措置として、処遇改善等加算Ⅱによる加算額の総額の20%を、同一事業所内（同一法人内）で施設・事業所をまたぐ配分を可能とする。

⇒別添資料「保育園をモデルとした場合」2枚目の「改善点3」参照

【全保協事務局注】

同一法人内の保育所、認定こども園等の中で「処遇改善等加算Ⅱ」の「対象範囲内」で配分が可能（法人内全体での処遇改善が確認される）。事業所の対象範囲などは、追って発出される通知で確認が必要である。

2. 「別に定める研修」（保育士等キャリアアップ研修等）について

- ① 2022年度を目途に研修の必須化をめざし、2021年度までは研修要件を課さない。各都道府県では2022年度からの必須化をめざし、研修の実施に計画的に取り組むとともに、各事業所では職員の研修受講に取り組むこと。
- ② 各都道府県に対しては、2018年度から2021年度までの4年間の分野別の研修実施計画（保育士等キャリアアップ研修実施計画）の作成を求めることを予定している。

詳細は、別添の「処遇改善等加算Ⅱの運用の見直しについて」と図表の資料をご確認ください。